

神職発No.2  
令和4年1月7日

神戸市長  
久元 喜造 様

神戸市職員組合  
執行委員長 北川 洋

神戸市職員組合民生支部  
支部長 人見 佐智子



## 保育所保育士の勤務時間及び公休日の変更提案に対する要求書

日頃から、職員の労働条件・職場環境の改善、健康管理の充実にご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

さて、12月17日に提案のありました「保育所保育士の勤務時間及び公休日の変更」について、各職場での意見を踏まえ以下のとおり要求します。

提案を受け、各保育所から提案に対する意見を集約しましたが、現在でも保育所では慢性的な欠員や、時間通りの休憩を取れていないため、先に使用者責任を果たすべきだという声が多くあります。

子どもたちにとって安心・安全な保育、そして、保育士が働き続けられる職場、退職者をださない職場をつくるためにも、誠意ある回答をお願いします。

### 記

1. 恒常的な過重労働をなくすために正規保育士を増員すること
2. 欠員状態での保育は子どもの安全にかかわる問題であるため、保育士の欠員を解消すること。また、会計年度任用職員の採用は保育所まかせにせず、使用者責任で対応すること
3. 休憩時間を時間・場所ともに確保できる具体案を示すこと
4. 4週8休の導入と7時勤務の開始は、いずれも労働条件に大きくかかわるものであり、職員への負担も大きいため、4週8休については、実施時期の見直しを求めます
5. 交通障害や本人・家族の病気で出務できない場合などを考慮し、朝パート会計年度任用職員についてこれまでどおり配置すること

6. 開所時間からの時差勤務は、職場ごとの利用実態と開所準備時間を考慮し、実態に即して7時30分、8時からの業務を認めること。また、7時勤務の回数は1人月2回までとすること
7. 育児短時間勤務や部分休業を取得している人は時差勤務から外し、そのための体制を確保すると同時に配慮すべき対象者を明確にすること。また、子育て家庭や家庭の事情等に配慮し、十分なヒアリングを行うこと
8. 時差勤務に入っている人の負担が過重にならないように、時差勤務が可能な保育士を十分に確保し、職場ごとの不公平感をなくすこと
9. 通勤のできる職場配置とするため、通勤時間を1時間以内とするなど、自宅に近い職場への異動を優先させるとともに本人の意向を尊重すること
10. 早出勤務のための通勤手段について、自家用車等交通用具の使用も含めあらゆる方法を検討すること
11. 1日当たりの長くなる勤務時間は事務時間とすること
12. 早朝勤務手当を創設すること
13. 各保育所のトイレのドライ化をはじめとする設備改善、パソコンやタブレットなどの早期配備など職場環境を改善すること
14. 当局として各保育所をまわり現場の実態を把握し、現場の意見を尊重すること

以上